

意見発表者1（会場③霞ヶ浦導水工事事務所）

意見の概要

霞ヶ浦導水事業の3つの目的（水質浄化、新規都市用水開発、流水の正常な機能の維持）は以下のとおり無用である。①水質浄化：水質浄化が有効であることが証明されていない。逆に水質浄化が困難であることを示す科学的根拠はいくつか示されており、浄化効果は期待できない。②新規都市用水：茨城県参画の水資源開発事業開発水量は、霞ヶ浦導水事業他3事業を併せて56.22万m³/日であるが、茨城県の保有水量（湯西川完成後の県および市町村合計）は、169.9万m³/日、工業用水148.5万m³/日で大幅な水余りが生じており当該事業による新規都市用水開発（44.92万m³/日）は無用である。さらに当該事業はアユ、ウナギ、シジミ等漁業を大きく損傷し地域経済を疲弊させる。また、河川や汽水湖の生物多様性を大きく損傷する。当該事業によるこれらの損失の経済的価値が、報告書ではふれられていないが、これらのデメリットと効果皆無のメリットをバランスに乗せれば当該事業中止の結論が得られる。

※横書きで、400文字以内で記載して下さい。